

見和3丁目西地区

地区の区分図



地区計画の目標

当地区は、JR常磐線赤塚駅の南方約0.5～1kmの徒歩圏に位置し、現在は、住宅に特化した土地利用が図られており、未利用地や空地も比較的多くなっている。

しかし、隣接する地域での都市計画道路の整備、さらには赤塚駅周辺での拠点開発の進捗により、拠点地区を補完する地区として、土地利用の大きな転換等が見込まれ、無秩序な開発等により環境悪化を招く可能性が高まっている。

このため、本地区計画により、将来に向けて秩序ある土地利用を図り、住宅地としての良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目的とするものです。

建築物の制限に関する内容

建築物の敷地面積の最低限度

A 地区	
B 地区	150 m ²

建築物の壁面の位置の制限

A 地区	<p>建築物の外壁，又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は1 m以上とする。</p> <p>ただし，次に該当する場合においては，この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none">1．外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの。2．物置その他これに類する用途に供し，軒の高さ2.3 m以下で，かつ，床面積の合計が5 m²以下であるとき。
B 地区	

建築物等の高さの最高限度

- 1．建築物の高さの最高限度は15 mとする。
- 2．建築物の各部分の高さの最高限度は，当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じ7.5 mを加えた数値とする。